

電気供給約款別紙（九州電力送配電株式会社管内）

実施要綱 九州 のむシリカ電力 低圧季時別電力プラン

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額±④離島ユニバーサルサービス調整額＋⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力

※ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④離島ユニバーサルサービス調整額＝離島ユニバーサルサービス調整単価×使用電力量

⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（九州のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。また、離島ユニバーサルサービス調整額の加減算につきましては、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます

ます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて、動力を使用するお客さまで、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計または契約電力と契約電流もしくは契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

なおこの契約種別から他の契約種別に本供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この実施要綱を適用いたしません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ) 季節区分および時間帯区分

(a)季節区分は、次のとおりとします。

①夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

②その他季

毎年4月1日から6月30日および10月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(b)時間帯区分は、次のとおりとします。

①昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

②夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

二) 契約電力

契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法(2)または(3)に定める算定方法に準じるものとします。

ホ) 料金単価および電力量料金（税込）

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	契約電力1キロワットにつき	kW	1,252円11銭
------	---------------	----	-----------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

①昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円59銭	14円51銭

②夜間時間

1キロワット時につき	10円92銭
------------	--------

へ) 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いたものといたします。

ト) その他

(a)変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b)この契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。